

介護ロボット導入好事例表彰事業募集要領

テクノエイド協会
厚生労働省

1. 事業の目的

高齢化の進展に伴い介護費用の増加や人材の確保、職員の腰痛、認知症高齢者や老々介護世帯の増加等への対応が喫緊の行政課題となっています。

こうした中、政府が掲げた「日本再興戦略」に基づき、ロボット技術を介護の分野で活用すべく、介護ロボットの開発実用化に向けた取り組みがなされているところであり、厚生労働省と経済産業省が連携して特定した、重点的に開発する分野のロボットも続々と商品化されているところでもあります。

また、平成27年度より、医療介護総合確保基金を活用した介護ロボット導入支援事業及び、補正予算においては、介護ロボット等導入支援特別事業を活用することにより、介護の現場では、介護ロボットの導入が進められているところでもあります。

しかしながら、商品化された介護ロボットを活用した介護技術については、まだまだ開発の途上にあり、十分に確立されていない状況にあります。

こうした背景を踏まえ、本事業では、介護ロボットの適切な利用を促すための事業者及び開発メーカー等の意識啓発に資することを目的として実施するものです。

2. 事業の名称

名称：介護ロボット導入好事例表彰事業

3. 主催・協力

<主催> 公益財団法人テクノエイド協会
厚生労働省

<協力> 公益社団法人全国老人福祉施設協議会、公益社団法人日本介護福祉士会
公益財団法人介護労働安定センター、高齢者住宅経営者連絡協議会
一般社団法人日本福祉用具供給協会

4. 募集対象介護ロボット

既に商品化されており、介護現場での実用的な導入販売等の実績を有する下記の要件を満たすものとします。

◆目的要件（以下のいずれかの要件を満たすこと。）

- ・心身の機能が低下した高齢者の日常生活上の便宜を図る機器
- ・高齢者の機能訓練あるいは機能低下予防のための機器
- ・高齢者の介護負担の軽減のための機器

◆技術要件（以下のいずれかの要件を満たすこと。）

- ・ロボット技術（※）を適用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する機器
- （※）①力センサーやビジョンセンサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を

解析し、③その結果に応じた動作又は出力を行う

- ・技術革新やメーカー等の製品開発努力等により、新たに開発されるもので、従来の機器では実現できなかった機能を有する機器又はシステム

◆導入実績要件（応募する部門によって異なる。）

- ・応募時点において、商品化されている介護ロボットとし、かつ一定台数以上の導入や利用、販売の実績等を有すること

5. 応募資格者

応募対象となる機関及び行政、事業者等については、以下のとおりとなります。

- (1) 効果的に活用している施設・事業所
- (2) 地域で高齢者の見守りを支援する事業を実施している行政
- (3) 介護現場のニーズを上手に採用したメーカー
- (4) 利活用の裾野を広げた、流通事業者又は普及支援機関 等

募集する各部門の応募基準は、以下のとおりとなります。

○事業者部門

- ・応募時点で介護ロボットを導入していること。
- ・導入した介護ロボットを実際の介護業務で実用的に活用していること。
- ・導入活用期間が半年以上であること。

○行政部門

- ・介護ロボット等を活用した見守り支援機器を地域で導入実践していること。
- ・運用実績が半年以上であること。
- ・本機器で見守りの対象となっている高齢者数が10名以上であること。

○メーカー部門

- ・応募時点で商品化済みの介護ロボットを製造していること。
- ・応募時点での、販売実績が10施設あるいは在宅であれば50件以上、累計販売台数50台以上

○流通・普及支援部門

- ・販売機器として介護ロボットを取り扱っていること。
- ・販売実績が5施設あるいは在宅であれば10件以上、累計販売台数20台以上
あるいは
- ・介護ロボットの展示・研修会などを行い普及に貢献している機関
- ・介護ロボットの常設展示あるいは毎年2回以上の展示会開催等

6. 分野及び部門

分野及び部門は下記のとおりとなります。

◆分野

- (1) 移乗支援（装着・非装着）
- (2) 移動支援（屋外・屋内）
- (3) 排泄支援
- (4) 認知症見守り支援（施設・在宅）
- (5) 入浴支援
- (6) その他

その他には、介護者の負担軽減や高齢者等の自立支援、機能訓練等に資する下記の分野の機器を含むこととする。

〔機能訓練支援、服薬支援、認知症セラピー支援、食事支援、
介護業務（掃除・洗濯・調理・記録等）等〕

◆今回表彰する部門

- (A) 事業者部門
：効果的に活用している施設・事業所（在宅サービスも含む）
- (B) 行政部門
：見守り支援機器等を上手く活用している市町村
- (C) メーカー部門
：介護現場のニーズを上手に採用したメーカー
- (D) 流通・普及支援部門
：利活用の裾野を広げた流通事業者又は普及支援機関

7. 応募方法

手順① 公式ウェブページから、「応募用紙」をダウンロードし、「応募用紙」に必要事項を記入してください。

※応募用紙は、部門毎によって異なるため、該当する部門の応募用紙にてお申込みください。[公式ウェブページ](http://www.kaigo-robotaward.jp/) <http://www.kaigo-robotaward.jp/>

手順② 「応募用紙」を下記事務局までメールにてお申込みください。

※後日、事務局より応募受付のメールを返信いたします。

尚、提出された応募用紙は、審査以外の目的には使用いたしません。

【応募用紙の提出先】※メールでのご提出をお願いします

介護ロボット導入好事例表彰事業 運営事務局

（日刊工業新聞社 事務局イベント事業部 内）

担当：阿部、瀬堀、林

E-mail：info@kaigo-robotaward.jp

※お問い合わせにつきましても、上記メールアドレスまでご連絡ください。

8. 募集期間

平成28年10月6日（木）～平成28年11月10日（木）

9. 表彰位

・最優秀賞（1件）

全応募案件のうち、単に介護ロボットの利用というだけではなく新たな、次世代の介護を実現したと認められる介護ロボットあるいは介護ロボット活用普及団体等に対して交付します。

・優秀賞（1～4件）

社会的なモデルとなるものであり、各部門で最も優秀とされる団体等に対して交付します。

・好事例賞（約10件）

介護ロボットの普及・定着や適切に利用、さらには介護ロボットを活用した介護技術の開発等に寄与した団体等に対して交付します。

10. 審査の観点

○事業者部門

- ・業務への分野的な適用範囲
- ・新規の介護手順および体制の工夫
- ・サービスの改善
- ・実績

○行政部門

- ・事業対象エリア
- ・事業体制（関連機関との連携）
- ・事業化のための工夫
- ・実績

○メーカー部門

- ・適用できる業務の明確化
- ・機器改良のための現場の状況を把握できる体制
- ・機器導入のサポート体制
- ・実績

○流通・普及支援部門

- ・取り扱い（展示）介護ロボット品目
- ・導入コンサルタントの数
- ・導入コンサルできる介護サービスの分野
- ・実績

1 1. 審査の方法

以下のとおり、有識者で構成される委員会による選考を経て、受賞者の決定を行います。

(1) 一次審査（書類選考）

書類による審査を行い、好事例賞の選定、および優秀事例賞の候補を選定します。

(2) 現地調査

優秀事例賞の候補に対して、現地調査を行います。

(3) 最終審査

現地調査の結果を基に、委員会で審査を行い、優秀事例賞および最優秀事例賞等を決定します。

1 2. 受賞者の発表

各賞の受賞者には、受賞の旨を直接連絡いたします。（2月下旬を予定）
あわせて、公式ウェブサイト等に掲載します。

1 3. 表彰式

3月上旬に都内で予定します。

1 4. 全体スケジュール予定

10月6日（木）	応募受付開始
11月10日（木）	応募締切
12月上旬	一次審査
12月上旬～1月上旬	現地調査（対象案件のみ）
2月上旬	受賞者決定
3月上旬	表彰式（都内を予定）

1 5. 問い合わせ窓口

介護ロボット導入好事例表彰事業 運営事務局
（日刊工業新聞社 業務局イベント事業部 内）

担当：阿部、瀬堀、林

E-mail：info@kaigo-robotaward.jp ※メールにてお願いいたします。